

運輸の安全に関する取組について



2025 年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）



祐徳自動車株式会社

祐徳自動車株式会社は、輸送の安全を確保するため、2025 年度も引き続き次のような取組を推進してまいります。

第1 事業理念

私たちは、安全・安心はすべての業務に優先します。

第2 安全方針

- 1 われわれの最大の使命は、安全の確保です。
- 2 関係法令、社内規定等を守ります。
- 3 安全第一を常に考え、改善に努めます。

スローガン

確認不足は事故のもと

祐徳自動車株式会社では、安全方針に基づき、法令及び規定を遵守し、「輸送の安全確保」に向けた各種対策に積極的に取り組み、更なる安全向上に努めます。

第3 運輸安全マネジメント制度における重点施策

1 2025 年度交通事故抑止目標件数

事故種別	乗合バス	高速バス	貸切バス	小 計
死亡・重大事故	0	0	0	0
飲 酒 運 転	0	0	0	0
人 身 事 故	0	0	0	0
物 損 事 故	8	2	10	20
計	8	2	10	20

※ 2024 年度交通事故抑止目標件数及びその達成状況

事故種別	乗合バス		高速バス		貸切バス		小 計	
	抑止目標	発生件数	抑止目標	発生件数	抑止目標	発生件数	抑止目標	発生件数
死亡・重大事故	0	0	0	0	0	0	0	0
飲 酒 運 転	0	0	0	0	0	0	0	0
人 身 事 故	0	0	0	0	0	0	0	0
物 損 事 故	8	2	2	3	10	13	20	18
計	8	2	2	3	10	13	20	18

《2024 年度における交通事故概要》

- 1 死亡事故等の重大事故の発生はなかった。
- 2 人身事故の発生はなかった。
- 3 全事故 24 件中、有責事故は 18 件と前年より 9 件減少した。
- 4 抑止目標(人身 0 件、物損 20 件)は達成できた。
- 5 用途別にみると、乗合 2 件(前年比－3 件)、貸切 13 件(前年比－4 件)、高速乗合 3 件(前年比－2 件)となっている。
- 6 類型別にみると、単独事故が 12 件で全体の 66%を占めている。
- 7 形態別にみると、一番多いのが前進時衝突の 7 件で、前年比で 3 件増加した。次いで多いのが後退時衝突の 3 件となっている。
- 8 運転者の特性をみると、初任運転者事故 4 件で、全体の 22%を占めている。
- 9 原因別にみると、全事故が人的要因に起因するもので、そのうち安全不確認が 12 件と前年より 3 件減少したが、全体の 66%を占めている。

《2024 年度における重点取組の総括》

- 1 人身事故(特に車内事故)の根絶
車内人身事故の発生件数は無かった。
- 2 安全確認の徹底
全事故 18 件中安全不確認によるものは 12 件と前年より 3 件減少してるものの全事故の 66%を占めている。
- 3 各種指導教育の強化
東京海上日動火災保険の e ラーニングを活用した乗務員の研修システムを導入し結果に対する個別指導も実施している。また、本年度から安全運転中央研修所における研修にも取り組んでいる。
- 4 自然災害、各種事件等対応の訓練の強化
豪雨等の際は、天気予報に基づき事前対策協議も実施されており関係者と連携も図っている。
- 5 安全に配慮した職場環境づくり
全乗合車両のトップドアにドア開閉時の緩衝装置を装備し、ドア挟み込み事故の防止を図るとともに、各支所等の舗装補修工事、照明設備増設工事を行うなど構内における交通事故防止にも取り組んでいる。

2 2025 年度目標達成に向けた重点取組

< 重点取組 >

- 1 人身事故(特に車内事故)の根絶
- 2 安全教育の強化・徹底
- 3 疾病に起因する事故の根絶

交通事故抑止目標達成に向け、2025 年度は、次のことに重点的に取り組んでまいります。

(1) 人身事故(特に車内事故)の根絶

発進時等の車内事故を防止するため、お客様に対し車内放送等により「バスが完全に停車してから離席する」などの「ゆとり乗降」の啓発に努めるとともに、確実に着席や降車されたことを確認した後に発車するなどの「ゆとり運転」を徹底する。また、乗降時のドアの挟み込み事故をなくすために、開閉のタイミングを遅くするなどの対策を講じる。客席にシートベルトの装置がある車両の運行に当たっては、出発時に車内放送や映像によるお客様へのシートベルト着用をお願い案内を徹底する。

(2) 各種指導教育の強化

交通事故分析結果に基づいた研修会を実施するほか、高齢運転者、初任運転者及び複数回事故を起こした運転者(事故頻発運転者)に特化した研修会を実施する。また更なる高度な技能や知識を身につけるため茨城県ひたちなか市にある「安全運転中央研修所」で研修を実施する。

また、ドライブレコーダーを活用して、ヒヤリハット情報を集めるほか片手運転や、「ながら運転」など事故に直結するドライバーの悪癖等を把握し、これを矯正するための研修等を実施する。

東京海上日動火災保険の「指導・監督指針」対応パッケージを活用しての e ラーニングで、乗務員が 24 時間受講可能な教育環境を整えている。

(3) 疾病に起因する事故の根絶

健康診断より運転者の健康状態を把握し、異常や要再検査などの所見が見られる場合は、必ず検査を受診させその結果を把握する。要注意や要観察の所見がある場合は、運転者の日常生活に注意し、次回の健康診断まで様子を見るとともに、必要に応じて健康の維持のために医師等の意見を参考にして、生活習慣の改善に努める。

第4 安全のために講じている具体的な取組

1 安全対策会議の開催等

- (1) 毎月、社長を座長とした運輸安全マネジメント委員会を開催し、取組状況、効果等の検証を実施、必要な改善等を行なっている。(写真1)



(写真1)運輸安全マネジメント委員会

また、重大事故発生時等には、緊急の委員会を開催する。
バス事業部においては、毎月、安全統括管理者、運行営業所統括所長、各営業所長、運行管理者及び管理職が出席し、事故発生時のドライブレコーダーの映像等を活用して、事故原因の究明、再発防止策について討議している。

- (2) 春・夏・秋・冬の交通安全県民運動に積極的に参画し、期間中は全員が交通安全のリボンを着用するとともに、交通安全街頭活動に従事するなど社を挙げて交通安全の啓発活動に取り組む。さらに、毎月1日・20日を「事故ゼロの日」に定め、役員・管理職による運行営業所・支所車庫に対する督励を実施している。
- (3) 乗務員やデジタコ・ドライブレコーダーから、運行現場におけるヒヤリハットの情報を収集し研修等の機会を利用して事故防止運動に活用している。
- (4) 指導運転士会議や乗務員班長会議を6月と12月に行い、事故の抑止に向けた話し合いを実施し必要な対策を策定する。8月の上期社員総会において班別無事故表彰や12月の下期社員総会においては班別無事故表彰と無事故個人表彰を行なっている。

(5) 全乗務員の健康診断を行い、診断結果をもとに個人指導を継続的に実施するとともに異常が認められた社員については再検査や医療機関での治療を推奨する。また、インフルエンザの予防接種についても、全乗務員に接種させる。また、SAS 検診や脳ドック検診を段階的に導入するとともに各営業所には、血圧測定器を設置し血圧のチェックを随時行わせ、加えて携帯型心電計によって動悸等の症状をチェックする。また、産業医制度等を有効に活用するなど乗務員の健康管理を徹底する。

2 感染症対策

■乗務員

- 営業所出庫時の対面点呼において、乗務員の体調不調が発覚した場合は、乗務を停止させる。※非接触型体温計も常設(写真 2)
- 営業所出庫時の対面点呼において、乗務員のマスクの着用や手洗い・うがいの励行等の感染予防策を周知徹底する。(写真 3)
- 乗務員も消毒液による消毒を適宜実施する。(写真 4)



(写真 2)非接触型体温計



(写真 3)手洗いの方法のポスター



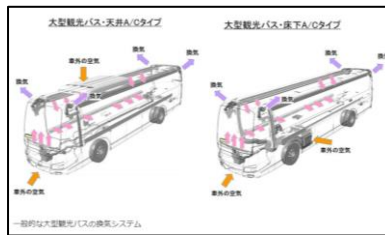
(写真 4)アルコール消毒液

■車両

- 空調設備による換気以外に、プラズマクラスターイオン発生機を搭載した車両で運行しております。(写真 6、9)
- すべての車両について、窓の開閉が可能です。(写真 7、14)
- 車内には消毒液を設置しており、お客様もご利用頂けます。(写真 8、15)
- すべての車両について、抗菌コーティング処理を実施しています。(写真 10～13)
- 車内の手すり等、お客様の手の触れる場所につきましては、消毒液によるふき取り消毒を実施します。



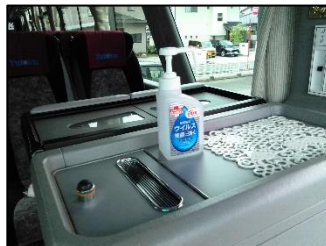
(写真 5)エレベーター付き貸切バス



(写真 6)バス換気システム



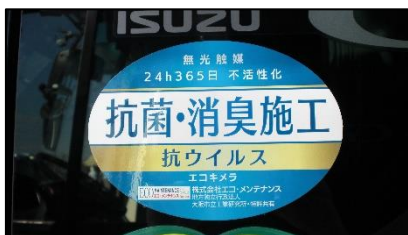
(写真 7)開閉可能な窓



(写真 8)車内設置のアルコール消毒液



(写真 9)プラズマクラスター



(写真 10)抗菌処理済みバス



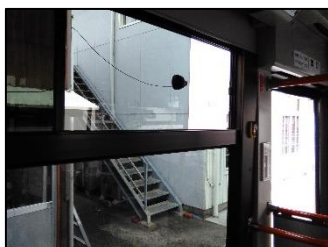
(写真 11)エコキメラとは



(写真 12)抗菌・消臭コーティング場所



(写真 13)専門業者による作業



(写真 14)開閉可能な窓



(写真 15)車内設置のアルコール消毒液

3 運行管理者に対する教育・訓練の実施

- (1) 独立行政法人自動車事故防止対策機構が実施する初認診断・適性診断や特別診断を受講させる。

- (2) 国土交通省や独立行政法人自動車事故防止対策機構又は民間の損保会社等の主催する様々な安全セミナーを受講させる。
- (3) 業務提携会社である WILLER EXPRESS(株)と合同で、よりレベルの高い運行管理者研修を実施する。
- (4) 定期的に社内会議を開催し、事故の検証及びその対策、法制度変更時の勉強会、点呼実施のやり方等の教育を実施する。(写真 16～17)



(写真 16) 運行管理者研修



(写真 17) 運行管理者研修

4 教育指導員に対する教育・訓練の実施

- (1) 乗務員統括指導班長・運転士指導班長・乗務員班長の会議を主催し安全に向けた会社の方針等周知徹底を行い、乗務員からの意見を取り入れ対策を講ずる。(写真 18～19)



(写真 18) 社長による訓話



(写真 19) ドラレコ研修

5 運転者に対する高度な教育・訓練の実施

茨城県ひたちなか市にある「安全運転中央研修所」において高度な教育・訓練を実施した。この研修所は広大なフィールドに 13 種類のトレーニングコースを持つ世界最高水準の実践的な安全運転教育施設であり、「旅客自動車運転者課程」が設定されており、旅客自動車等の運転者を対象に、輸送業務の安全性向上を図るために必要な知識のほか、ブレーキング、スキッド走行等運転技能向上の研修施設で、今年度からさらに高レベルの研修にも取り組んでいく。(写真 20～23)



(写真 20)研修風景



(写真 21)研修風景



(写真 22)研修風景



(写真 23)研修風景

6 飲酒運転の根絶対策

- (1) 始業・中間・終業点呼時に免許証の提示確認とともにアルコール検知器による検査を実施し、検査結果データを保存する。
- (2) 出先での始業・中間・終業点呼時にもモバイルアルコール検知器を用いて点呼を行い、データを保存する。また、臨時に役員・管理職・運行管理者が宿泊先に出向き乗務員に対しアルコール検知器において検査を行う

7 車両点検・整備及び運行業務点検の実施等

- (1) 始業前車両点検・終業後車両点検については、点検項目に従い乗務員が点検し点検結果を整備管理者・運行管理者へ報告し、異常があれば早急に対応する。
- (2) バスのトランクルームの扉が完全に閉まった状態で確実に施錠されているかの確認を行う。
- (3) 車両整備委託会社等において確実に法定点検項目に従い点検を実施し安全と安心の向上に努める。

第5 内部監査結果概要

内部監査規定に基づき、運輸安全マネジメントの実施状況等をチェックするため、少なくとも年1回以上、適切な時期を定めて、社長・安全統括管理者・運行営業所統括所長や営業所長に対する内部監査を実施している。令和6年度における内部監査結果概要については次のとおりです。

1 監査全般の講評・所見

安全マネジメント体制は、全体的に合法的かつ機能的であると認められた。

2 指摘事項

- ① 運輸防災マネジメントについては、災害発生時を想定した緊急伝達訓練は実施されているものの未だ対応マニュアルの作成等には至っていない。早期に対応マニュアルの作成、必要な資器材の準備のほか実践的な訓練等の対策が必要と認められる。
- ② 採用については、乗務員不足が解消されている状況ではなく、安全運行を確保する観点からも引き続きと取組の強化が望まれる。また、離職者防止対策としても更なる職場環境の改善にも取り組んでいただきたい。
- ③ 本年3月25日現在で車内人身事故の発生件数はなく、物件事故の件数も18件と抑止目標以下で推移しているものの、本年3月末現在、全事故18件中完全不確認によるものは12件と前年より1件増加しており全事故の約67パーセントを占めていることから、安全確認の更なる徹底等に向けた安全指導教育の強化が望まれる。
- ④ 交通事故には至っていないものの、乗務員の体調急変により緊急に運行停止する事案が発生していることから、疾病等に起因する交通事故の防止には特に力を入れていただきたい。

3 フォローアップ監査の予定

現時点必要は認められない。

4 その他特記事項

なし。



社長に対する内部監査

第6 輸送の安全に関する設備投資

- 1 最新型バス車両への代替(写真 24～27)・更新を行っている。



(写真 24)エレベーター付き貸切バス



(写真 25)貸切バス・ドライバー異常時対応システム〔EDSS〕



(写真 26,27)乗合バス・ドライバー異常時対応システム〔EDSS〕搭載

- 2 安心・安全に係る投資については、3 年計画の最終年度として最新型のデジタコ・ドライブレコーダー一体型を全車両に装着完了する
- 3 車両前方の衝突被害軽減警報装置並びにバック時のバック突を防ぐために衝突被害軽減警報装置を整備、A S V 搭載車両への代替促進
- 4 営業所設置の血圧計に記録装置を備え乗務員の血圧を管理する。また、睡眠時無呼吸症候群（S A S）検査及び脳ドック検診の段階的導入を図る。
(写真 28～29)



(写真 28)血液計



(写真 29)睡眠時無呼吸症候群検査

- 5 安全マネジメントセミナー、各種講習、適性診断等を経営トップ以下運輸事業に携わる者の受講
- 6 営業所設置のアルコール検知器とモバイルアルコール検知器の更新

第7 重大事故等発生時の対応

- 1 人命救助・安全確保を最優先とする。
- 2 直ちに関係機関へ通報連絡したのち、上司に報告する。
- 3 対応マニュアルに基づき、常に冷静沈着に行動する。
- 4 二次事故防止のため安全を確認した上で車両を安全な場所へ移動させる。
- 5 記憶が鮮明な内に、事故の現状（発生日時・発生場所・相手の人定、車両登録番号、事故目撃者、救助協力者等）を確認し、記録をする。
なお、ドライブレコーダーの画像等については、「祐徳自動車ドライブレコーダー取扱規程」に則って慎重かつ有効に取り扱う。
- 6 重大事故発生時における被害者支援対策、報道対応、再発防止対策等については、対応マニュアルに基づき、組織的に対応する。
- 7 バス車内における不審者等に対する対処訓練を実施する。
- 8 災害等に対する対策を講じる。
 - ①防災マネジメントセミナー受講
 - ②沿線自治体が発行するハザードマップ収集
 - ③防災マネジメントマニュアル作成及び訓練の実施

第8 安全管理規定および輸送の安全に関する組織、連絡体制

- 1 安全管理規定は、別紙①を参照下さい。
- 2 輸送の安全に関する組織・連絡体制は、別紙②を参照下さい。

第9 CS推進部の取組

CS（お客様満足）向上のため、弊社バス事業部にCS推進部を設置しております。CS推進部では、お客様から寄せられた御意見、御要望等に対して迅速、的確に対応することにより、お客様満足度の向上に努めてまいります。

なお、皆様からの御意見等は、現在弊社ホームページでも承っております。

皆様からいただいた御意見等は、弊社にとりまして、まさに貴重な「財産」であります。職員の指導・教育をはじめ、お客様に対するサービス向上のため大切に活用させていただきます。

第10 安全統括管理者

常務取締役バス事業部長	山本 孝義
-------------	-------

第11 行政処分の公表

- ・2024年度 行政処分なし

第 12 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」における認定

貸切バス事業更新許可及び「働きやすい職場認証制度」における認証

弊社は、公益社団法人日本バス協会が実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において、最高ランクの「★★★三つ星」の認定を受けており（2024 年 1 2 月 2 6 日付け更新完了）、現在貸切バスに「SAFETY BUS」のシンボルマークを貼付して運行しております。

また、国土交通省が平成 29 年より貸切バス（一般貸切旅客自動車運送事業）の事業更新が導入され、更新を行わなければ事業を継続出来なくなりました。令和 6 年度が更新時期に当たり、2025 年 2 月 8 日付けで更新が完了しました。

さらに一般財団法人日本海事協会が実施している「働きやすい職場認証制度」において、「二つ星」の認証を受けております。この認証は、法令遵守のみならず、法令を上回る労働条件や労働環境改善に向けた取り組みを相当程度実施していると認められた事業者に与えられるものです。

「安全・安心」の認定を受けた「祐徳バス」をどうぞ安心して御利用いただきますようお願い申し上げます。

